

青梅市市民活動災害補償制度

市では、自治会をはじめ公益的な活動を行う指導者や市民団体等の活動が安全・安心に行えることを目的に、『青梅市市民活動災害補償制度』を平成20年4月1日から実施しています。



ボランティア活動を支えます(子どもフェスタから)

制度の趣旨

市民団体等が、市民活動中に不測の事故により、参加者や第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合または指導者や実行委員会などの運営側の方および自治会活動の参加者が負傷、死亡された場合に保険で補償するものです。

対象者

- ☆市民活動団体(自治会を含む)の指導者
- ☆公益的活動を行う市民および活動拠点が市内にある方
- ☆自治会活動(子供会を含む)へ参加する会員

※一部会員によるスポーツ、レクリエーション等のサークル活動は除きます。

契約者

- ☆青梅市(市が契約し、保険料を負担します。事前の登録手続きや保険契約、保険料の支払いは不要です)

対象となる活動

市民により自主的に構成された団体および個人が、自由な意思のもと無償で行う計画的、継続または臨時的の公共性のある直接的活動で、公益的・社会貢献・非営利活動を言います。

※政治・宗教・営利活動および自己のために行う活動は除きます。



自治会による防犯パトロール(第6支会)

対象とならない主な活動

※同一事故について、市が加入する他の保険で補償される場合には、本制度の適用にはなりません。

◇賠償責任補償

- ☆指導者等の故意によるもの
- ☆指導者等の同居の親族に対する賠償責任
- ☆指導者等の所有または使用、管理する車両に起因するもの
- ☆山岳登山、スカイダイビング等危険度の高い活動など

◇傷害補償

- ☆指導者等または自治会活動の参加者の故意によるもの
- ☆自覚症状でしかない、むち打ち症や腰痛
- ☆指導者等または自治会活動の参加者の脳疾患、疾病（特定疾病を除く）または心神喪失によるもの
- ☆山岳登山、スカイダイビング等危険度の高い活動など



地区防災訓練（第4支会）

事故が起こったら

- 1 当事者は、指導者等へ事故発生連絡をしてください。
- 2 当事者または指導者等は、市の担当課へ連絡してください。
①いつ ② だれが ③ どうして ④ どうなったか
- 3 当事者または指導者等は、事故日より2週間以内に事故報告書を提出してください。
① 報告書の用紙は市民活動推進課および各市民センターにあります。
② その他、必要書類を提出していただく場合もあります。
- 4 事故報告書を市民活動推進課にて確認し、要件を満たしている場合、保険会社へ送付します。
- 5 保険会社で事故報告を受けた後、当事者へ保険金請求書を送付します。
- 6 当事者は完治後、保険金請求書を記入し、市民活動推進課へ提出してください。（補償金額が10万円を超える場合、別途診断書が必要となります。その他、保険会社が必要と判断した場合にも提出していただくことがあります。）
- 7 市民活動推進課から保険会社へ送付し、後日当事者へ保険金が入金されます。



※保険会社の審査により、保険の適用とならない場合があります。

補償の内容

◇賠償責任補償

補償対象者	市民団体等	
身体賠償（対人）	最高 1名 1億円	1事故 3億円
財物賠償（対物）	最高 1事故 300万円	
保管者賠償	最高 1事故 100万円	
人格権侵害	最高 1事故 100万円	
自己負担額（免責金額）	各項目とも1事故につき 5,000円	

◇傷害補償（熱中症・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒の補償含む）

補償対象者	市民活動の指導者等・参加者	自治会活動の参加者
死亡補償金	300万円	200万円
後遺障害補償金	300万円～9万円	200万円～6万円
入院補償金	1日につき 2,600円	1日につき 2,600円
通院補償金	1日につき 1,200円	1日につき 1,200円

※通院は、受傷日から180日間において90日が限度です。

入院は、受傷日から180日が限度です。

◇特定疾病事故の補償

補償対象者	市民活動の指導者等・参加者	自治会活動の参加者
死亡補償金	50万円	

※特定疾病事故は、市民活動中に急性心疾患・急性脳疾患等を発症し死亡した事故です。

❖ 問合せ先 市民部市民活動推進課

☎ 22-1111 内線2321